

令和3年4月16日(金)
学校人事課給与係
担当 立見、金子
内線 4599

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する 規則の概要

1. 改正の概要

令和2年人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

(1) 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正

高速自動車国道利用者に係る加算措置を受ける場合の要件のうち、通勤距離の要件を緩和する。

(2) 昭和55年改正規則の一部改正

交通用具使用者に係る通勤手当額を引き下げる。

3. 施行期日

令和3年4月1日